

地域医療構想の実現に係る調査分析業務委託仕様書

1. 業務名

地域医療構想の実現に係る調査分析業務委託

2. 業務目的

本業務は、地域医療構想の実現に向けた取組を推進するとともに、新たな地域医療構想の策定に向けた検討に活用するため、県内の医療需要や受療動向等の実態を把握・分析し、本県の地域医療における現状と課題を可視化するとともに、将来を見据えた医療提供体制の検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4. 業務内容

本業務は、以下の内容について行う。

- (1) 山梨県地域医療構想の実現に向けた取組を推進するとともに、新たな地域医療構想の策定に資するため、県内の医療需要や受療動向等について、電子レセプトデータ等を活用した現状把握及び分析を行うこと。
- (2) 具体的には、山梨県国民健康保険団体連合会から提供される以下のレセプトデータ等を用いて、県内の医療需要や受療動向の実態を分析するとともに、地域別、医療機関別、年齢階級別及び疾病別の状況を把握すること。

また、各医療機関における患者構成、診療実績及び入院料算定状況等を分析し、新たな地域医療構想における医療機関機能及び病床機能の観点からその実態を把握し、本県の地域医療における現状及び課題を可視化すること。

[提供されるレセプトデータ等の概要]

- ・K D B 提供データの基になる、山梨県内の市町村国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合が所有する月ごとのレセプト情報（医科及びD P C）。
 - ・対象期間は、令和7年4月診療分から令和8年3月診療分まで。
 - ・他都道府県の医療機関受診分（委託分）を含み、他都道府県の保険者のレセプトデータ（受託分）を含まない。
 - ・出力ファイルは、月ごとに医科、D P Cそれぞれで1ファイル。
 - ・被保険者氏名については、マスク処理を実施（N U L Lで置き換え）。
 - ・被保険者番号、個人番号については、これらをドッキングして暗号に読み替え、これを個人番号に置き換える。また、12ヶ月を通じて、医科、D P Cにおいて同一人物が同じ番号に読み替えられるようにする。
- (3) (2)による調査・分析結果を取りまとめた報告書及び概要説明資料を作成すること。作成にあたっては、地域医療構想調整会等において医療機関の管理者等の関係者が現状や課題を共有し、今後の方向性を検討するための資料として、用語を

平易にし、図表等を活用するなど、見やすく理解しやすい内容となるよう工夫を行うこと。また、県の指示がある場合は、これに従い作成すること。

5. 業務の進め方

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに調査分析についての工程表を作成し、県へ提出すること。
- (2) 受託者は、報告書の構成案を作成し、県へ提出して承認を受けること。
- (3) 受託者は、作成状況等について、随時、県へ資料を示して分かりやすく報告し、県と協議を行いながら本委託業務を進めること。

6. 本委託業務の遂行に当たっての注意事項

- (1) 本委託業務を遂行するに当たっては、受託者は、本業務の内容及び目的を十分理解した、データの統計処理及び医療計画等について十分知識・経験のある職員を適切に配置し、正確かつ丁寧に業務を行うこと。
- (2) 受託者は県と協議した内容に従って委託契約の履行に当たることとし、委託内容に疑義が生じた場合は、直ちに県に照会すること。
- (3) データの集計・分析や資料作成については、県と十分に調整を行うこと。
- (4) 県は、必要があると認められるときは、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、または説明を求める等の措置を行うことができるものとする。

7. 成果物に関する権利等

- (1) 従前より有している著作権又は第三者の著作権を除き、本委託業務において作成された一切の図書類、電子情報等、成果物の著作権は全て県に帰属する。
- (2) 受託者は、本委託契約終了後も含め、業務の成果等を県の承諾を受けないで自ら使用し、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (3) 受託者は、本委託期間経過後といえども、成果物に文書や数値の誤り等も含め瑕疵が発見された場合には、県との協議に基づき、速やかに成果物の訂正、補足その他の措置を講じなければならない。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

8. 成果品及び納品場所

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、県に提出すること。報告書はいずれもMicrosoftWord又はMicrosoftExcelで作成し、PDFデータも合わせて提出すること。

(1) 成果品について

- ア 報告書「山梨県の医療需給状況の現状分析」
- イ 報告書を記録したCD等の電子媒体一式

(2) 納品場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
山梨県福祉保健部医務課医療企画担当
055-223-1480

9. 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、あらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

10. 守秘義務

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- ・地域医療構想の実現に係る調査分析業務においては、複数名の作業従事者により行われるため、複数に一斉メール送信を行うことが想定されるが、B C Cで送信すべきところをT OやC Cで送信する誤りを防止するため、受託者は、契約締結日までに、次の①～③のいずれかの機能又は県がこれらに相当すると認める機能を有するシステムやツールを導入すること。なお、当該メールを送信する際には、当該システムやツールを使用すること。

① B C C強制変換機能

T OやC Cでの指定をB C Cに強制変換するもの。

② 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

③ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

11. 委託料の支払

本件の委託料の支払は、納品物を受領し、検査合格後に一括払いする。

12. 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により医務課に報告す

ること。

- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、3営業日以内に議事録を作成し県に提出すること。
- (8) 県は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (9) 本委託履行（納品物の納入を含む。）に際して、県が提供するもの以外の必要な費用はすべて受託者の負担とする。

13. その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。